

医療施設食材費高騰対策応援金 FAQ

目次

1. 医療施設食材費高騰対策応援金について	4
Q.1 医療施設食材費高騰対策応援金の目的は。	4
Q.2 応援金の支給額は。	4
Q.3 支給された応援金の用途制限は。	4
2. 応援金の支給対象施設について	4
Q.4 応援金の支給対象施設は。	4
Q.5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。	5
Q.6 店舗や施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。	5
Q.7 病院や診療所（病院等）において実施している介護サービスは対象となるか。	5
Q.8 申請の対象期間(令和6年4月～同年5月まで)以降に施設の病床数を変更した場合、申請可能な病床数は期間中の変更前のものであるか。それとも、対象期間以降に変更された病床数か。	5
Q.9 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。	5
3. 応援金の申請について	5
Q.10 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。	5
Q.11 申請書類は何が必要か。	6
Q.12 申請書類はどこで入手できるのか。	6
Q.13 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。	6
Q.14 食事提供を外部に委託している場合、そちらを振込先にすることは可能か。 ...	6
Q.15 申請方法等に対する問い合わせ先は	6
Q.16 WEB 申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。	6
Q.17 WEB 申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスを入力して送信してもよいか。	7
Q.18 WEB 申請にあたり、個人事業主のため責任者と担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。	7
4. 申請書類について	7
Q.19 申請にあたり証拠書類を提出する必要があるか。	7
Q.20 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。	7
Q.21 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。	7
Q.22 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。	7

5. その他	7
Q.23 医療施設食材費高騰対策応援金全般に係る問い合わせ先は。	7
Q.24 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。	8
Q.25 申請書類の提出先は県でよいか。	8
Q.26 申請書類は持参により提出できるか。	8
Q.27 メール申請はできるか。	8
Q.28 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。	8
Q.29 応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。	9
Q.30 応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。	9

1. 医療施設食材費高騰対策応援金について

Q. 1 医療施設食材費高騰対策応援金の目的は。

物価高騰が長期化する中、食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設を対象として、医療施設食材費高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

Q. 2 応援金の支給額は。

応援金は、令和6年4月から5月までの毎月又は特定の月に給食費の全部又は一部を負担し、利用者へ食事を提供した施設に対し、施設区分に応じて「支給単価×病床数」の定額を支給します。

支給単価は次のとおりです。

- ・入院施設（病院又は診療所）※保険医療機関に限る：1病床当たり3,200円
- * 応援金の申請は1施設1回限りです。

Q. 3 支給された応援金の用途制限は。

応援金の用途制限はありません。

2. 応援金の支給対象施設について

Q. 4 応援金の支給対象施設は。

次のいずれにも該当する施設が対象となります。

- ① 所在地が愛媛県内にあり、令和6年6月3日時点で運営中の支給要領別表に掲げる施設
- ② 令和6年4月から5月までの毎月又は特定の月（4月のみなど）に、給食費（※）の全部または一部を負担し、利用者に対して食事を提供した施設
（※）「給食費」とは

「給食費」「食事代」「弁当代」など、施設が利用者への食事提供に要する経費として会計区分上整理する給食に係る経費を指します。施設により内容が異なりますので、申請の際は施設側で給食費を整理し、施設が給食費の全部又は一部を負担していることを誓約（申請書の誓約欄にチェック）のうえ、申請いただくこととなります。申請にあたり証拠書類の添付は不要です。

【対象外】

- ① 上記②の対象期間において、施設が給食費の負担を一切していない場合
（例1：施設が500円の弁当を購入し、利用者に実費500円を請求）
（例2：市町から給食費全額の補助金を受給）

② 次のいずれかに該当する者が設置する施設

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ・県税に未納がある者
- ・上記のほか、本応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認めたもの

Q.5 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和6年6月3日時点で休止中の施設は対象となりません。

Q.6 施設は愛媛県内にあるものの、本社が愛媛県内でない場合、申請できるか。

本社が愛媛県外であっても、愛媛県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設分については支給対象となります。

ただし、県外に所在する施設分については、本応援金の対象外であり、申請いただけません。

Q.7 病院や診療所（病院等）において実施している介護サービスは対象となるか。

病院等の保険医療機関に係るみなし指定（いわゆる医療みなし）による介護サービス（通所リハビリテーション等）については、対象となりません。

Q.8 申請の対象期間(令和6年4月～同年5月まで)以降に施設の病床数を変更した場合、申請可能な病床数は期間中の変更前のものであるか。それとも、対象期間以降に変更された病床数か。

対象施設を令和6年6月3日時点で運営中の施設としておりますので、病床数もその時点のものを対象としてください。

Q.9 現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

Q.4の支給対象施設の条件を満たしている場合は、申請いただけます。

3. 応援金の申請について

Q.10 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和6年7月9日（火）～令和6年8月30日（金）としています。

応援金の支給は、審査を終えたものから順次行い、10月中には支給を完了する予定です。

Q.11 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

- ① 医療施設食材費高騰対策応援金申請書（支給要綱様式第1号）
- ② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※預金通帳等の写し：通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可。

Q.12 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。

（ ホーム＞ 県政情報＞ 県概要＞ 組織案内＞ 愛媛県の組織と主な仕事
＞ 医療対策課＞ 医療施設食材費高騰対策応援金について ）

Q.13 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

申請書は、法人単位での申請が可能のように、1枚に運営する施設を複数記入できます。

なお、1法人が異なる種別の施設を運営している場合についても、まとめて申請が可能です。詳しい記載方法は、申請様式及び記入例をご覧ください。

Q.14 食事提供を外部に委託している場合、そちらを振込先にすることは可能か。

施設の食事提供における負担の応援金であるため、委託先への振込はできません。

Q.15 申請方法等に対する問い合わせ先は

下記、医療施設食材費高騰対策応援金コールセンターで個別相談に応じていますので、お問い合わせください。

<電話番号> 089-909-5841

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.16 WEB申請ページで入力する「責任者」、「申請担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「申請担当者」とは本応援金の受給にあたっての事務を直接担当する者を指します。

Q.17 WEB 申請の際、責任者の個人アドレスではなく、施設（会社）の共用アドレス又は代表アドレスを入力して送信してもよいか。

WEB 申請の内容が責任者にも確認できるアドレスであれば結構です。

Q.18 WEB 申請にあたり、個人事業主のため責任者と担当者が同一となっているが、申請書に記載するアドレスは1つでよいか。

個人事業主本人が当該業務の担当者となる場合、申請書の「責任者」欄と「担当者」欄にはそれぞれ個人事業主本人の情報を記入してください。

4. 申請書類について

Q.19 申請にあたり証拠書類を提出する必要はあるか。

提出の必要はありません。

申請書のほか申請に係る証拠書類は、応援金の支給年度の翌年から起算して5年間保存しておいてください。必要が生じた場合、提出をお願いすることがあります。

Q.20 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.21 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

Q.22 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

下記、医療施設食材費高騰対策応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-909-5841

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5. その他

Q.23 医療施設食材費高騰対策応援金全般に係る問い合わせ先は。

医療施設食材費高騰対策応援金コールセンターにお問い合わせください。

<電話番号> 089-909-5841

<受付時間> 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

Q.24 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q.25 申請書類の提出先は県でよいか。

県は応援金の一連の業務（申請書の受付・審査・支給・コールセンター）を、外部（伊予鉄総合企画株式会社）へ委託していますので、次により申請書類を提出してください。

申請書の提出はWEBで簡単にできますので、まずはWEB申請をご確認ください。

WEB申請の場合、事前に申請書をダウンロード・入力後、下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし、申請してください。

① 愛媛県ホームページ「医療施設食材費高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

② WEB申請ページURLを入力

<https://ehime-iryuu.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-240709>

WEB申請が困難な場合は、下記の住所へ申請書類を郵送してください。持参での提出は受け付けておりません。

<提出先住所> 〒790-0003

愛媛県松山市三番町四丁目9番地5

伊予鉄総合企画本社ビル5階

「医療施設食材費高騰対策応援金事務局」宛

Q.26 申請書類は持参により提出できるか。

業務の都合上、持参による受付はご遠慮いただいております。WEB申請又は郵送による申請をお願いします。

Q.27 メール申請はできるか。

メールでの申請は受け付けておりません。

Q.28 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。

Q.4の支給要件を満たしていれば、他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を

含む)の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

Q.29 応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

本応援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q.30 応援金の申請について、電話がかかってくることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために「医療施設食材費高騰対策応援金」事務局より連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合は

<電話番号> 089-909-5841

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。